

福生市教育委員会会議録

平成30年第11回定例会

- 1 開催年月日 平成30年11月20日 (火)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午後11時23分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 鳥 越 裕 之
参事兼教育指導課長 井 尻 郁 夫
教 育 総 務 課 長 中 島 雅 人
教 育 支 援 課 長 野 崎 昌 利
学 校 給 食 課 長 中 岡 保 彦
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎
スポーツ推進課長 内 藤 毅 誠
公 民 館 長 佐 藤 克 年
図 書 館 長 森 田 雅 枝
特別支援教育担当主幹 酒 見 裕 子
英語教育推進担当主幹 林 宣 之
指 導 主 事 鈴 木 輝
- 8 傍 聴 人 2人

午前10時00分 開会

教 育 長 それでは、定刻でございますので、ただいまから平成30年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。

日程第11、報告第33号、平成31年度福生市立学校教育管理職の配置構想案につきましては、人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第12、その他報告事項の後に報告を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第33号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長より報告願います。

教 育 部 長 私からは、学校教育を除く所管事務について報告いたします。期間は、10月19日から11月18日までの所管事務でございます。

初めに、(1)、市長部局でございます。10月21日、総合防災訓練が行われております。初めて防災食育センターで訓練を開始されました。11月28日、福生野球場周辺でふれあいフェスティバルが開催されております。

(2)、教育総務課でございます。10月19日は皆様に御参加いただいた総合教育会議が開催され、11月6日に教育委員会連合会第1ブロック研修会を防災食育センターで開催させていただきました。また、6校の学校訪問を行っております。御参加いただき御礼を申し上げます。

次に、(3)、学校給食課でございます。視察が15件ございました。驚くことに10月25日には海外、中国からの視察もございました。また、おかげさまで翌日の7日、長沢町会長友会の視察をもちまして、一般施設見学開始より1,000名を突破いたしております。

次に、(4)、生涯学習推進課でございます。11月15日、16日で社会教育委員が関東甲信越静社会教育研究大会に参加しております。

次に、(5)、スポーツ推進課でございます。表敬訪問が2件ございました。10月19日にはマスターズ陸上競技選手権大会で金メダルをとられた相羽さん、それから11月3日にはバドミントン全国大会への出場の報告がございました。また、10月21、22日の1泊で四五都市連合協議会スポーツ交流事業が開催され、当市からは10名の小学生が参加しております。

次に、(6)、市民会館、公民館でございます。10月27日から11月18日まで土、日、祝日でございますが、市民文化祭が開催されております。なお、文化祭開場式は11月3日に行っております。また、同日でございますが、観光協会の事業でございますが、国際絵画コンクール、子ども家庭部におきましては、青少年意見発表が同日開催されております。

(7)、図書館でございます。図書館のほうは、おはなし会等定例事業が計画どおり実施しております。

私からは、以上でございます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

次に、参事より報告願います。

それでは、私からは学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。

5点になります。1点目は、小学校名栗自然教室でございます。福生第一小学校が10月の24、25日、福生第四小学校が10月の29、30日、それぞれ1泊2日の行程で無事行ってまいりました。これにて今年度の名栗自然教室が全て終了となりました。

2点目は、中学校の合唱コンクールです。10月24日から連続3日間で福生第三中学校、第一中学校、第二中学校の順に行われました。どの学校も美しいハーモニーが会場に響きわたって盛況に行われましたという報告がありました。

3点目でございますが、英検福生モデルの2次試験、中学校が11月4日、小学校が翌週の11月11日にそれぞれ行われました。合格者については、5級から2級までこちらに示してあるとおりでございますが、小というのは小学校、中というのは中学校の子どもたちの合格者でございます。詳細については次回御報告申し上げます。

4点目は文化的行事についての報告でございます。福生第五小学校が11月9日、10日、こちらは展覧会になります。福生第二小学校が翌週の11月16日、17日、音楽会をそれぞれ実施いたしました。両校とも多くの参会者を得て、展示発表が行われたとの報告がございました。

5点目は、行事等当面の予定でございます。中学生東京駅伝大会につい

てでございます。既に10月より福生選抜チームをつくるための選考会が行われ、今後は月1回のペースで合同練習を実施してまいります。明後日の22日、4時15分からもくせい会館において結団式を、ことしも加藤市長、そして川越教育長御臨席のもとに行われます。大会当日は、年が明けまして、例年と同時期の2月3日、会場は、本年度は味の素スタジアムが東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けての改修工事に当たります。そのため、そのお隣のこれまでは練習会場になっておりました味の素スタジアム内にありますアミノバイタルフィールド、これをメインスタンドにて実施となっております。教育委員の先生方、どうぞ御声援の方をよろしくお願いいたします。

次に、福生市小学校音楽会が11月30日、午後1時20分から福生市民会館もくせいホールにて行われます。全員合唱「福生市の歌」、「ゆかいに歩けば」に続き、各学校による合唱、合奏、そして全員合唱「さようなら」でエンディングとなります。全校の高学年が一堂に会する貴重な機会となります。

私からは以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第50号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第3、議案第50号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についての提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の3ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、地域会館の使用料の額を改定するとともに、管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金に関する規定を整備するほか、扶桑会館の位置を変更することについて、市長から別紙写しのおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

恐れ入ります、後半にございます議案第50号-2という資料をお開きください。こちら新旧対照表となっておりますので、こちらで御説明申し上げます。

第16条は略称規定の追加、第18条は指定管理者制度に関する読みかえ規

定の整備でございます。続きまして、第19条は利用料金を指定管理者の収入とする場合に関する規定で、新たに整備するものでございまして、第20条は条の繰り下げによるものでございます。

恐れ入ります、裏面をお開きください。裏面の別表1は、扶桑会館の位置変更で、中段にございます別表2は使用料の区分の新設で新たに50平米未満の施設という区分を設定し、その使用料を1室1時間につき200円とするものでございます。施行につきましては、平成31年4月1日とするものとし、経過措置といたしまして、改正後の福生市地域会館条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者が導入する使用料について適用し、施行日以前に使用許可を受けた者が導入する使用料については、なお従前の例によるとしております。御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 この後も同じようなものがあるのですけれども、使用料について細分化するのは何か利用者の方からの要望というようなものでもあったのでしょうか。

生涯学習推進課長 財政課が中心となりまして、使用料と手数料の適正化の研究を行ってまいりました。その研究過程の中で、建物の建築価格や利用率等を総合的に積算いたしまして、もう一度使用料と手数料が適正であるか再確認をするという作業を行い、結果として地域会館の使用料の平米で50平米未満のものは200円が適当であるという回答が出ました。これを受けて値下げするという形になりました。今委員がおっしゃったように、利用者の方の要望ということではありません。

私からは以上です。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 よろしいですか。庁内でずっと検討してきた経緯がございまして、庁内の教育のみならず、全庁挙げての使用料、手数料等の改定作業を行っているところでございます。

ほかにもございますでしょうか。

加 藤 委 員 こういう条例のことはよくわからないのですが、こちらの中で、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。」という文章が19条に入っていますよね。それでも、この後の表現はそのまま、「使用料」のままになっている規定もありますが、疑問に思ったので教えてください。

生涯学習推進課長 基本的には、その「使用料」を「利用料」と読みかえているのは、指定管理者の制度を導入いたしますので、指定管理者が対応するときは「利用料」と読みかえております。

教育部長 補足をします。使用料と利用料金の違いは、利用料金といいますと、指定管理者がそのまま収入とすることができるということになります。もちろん、利用料金制をとらない場合は、指定管理者になっていても使用料として收受し、それを市に納めてもらうこととなります。この違いがあります。福生市が導入しているのは、通常は利用料金制を採りまして、指定管理者の収入とすることができるようにしてあります。これは、インセンティブを与えて、独自性をもっと発揮し、市民に還元されるような独自の事業をできるようにしたいという思いで、福生市は基本的には利用料金制を採っているというところです。条例につきましては、使用料のまま書かせていただいて、読みかえをするという規定を設けて読みかえをさせていただくということでございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第50号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第51号、福生市プチギャラリー条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第4、議案第51号、福生市プチギャラリー条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料の11ページをごらんください。まず、提案理由でございますが、福生市プチギャラリーの使用料の額を改定することについて、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

恐れ入ります、先ほどの62ページの次の資料、51号-2の、3ページ目をごらんください。新旧対照表となっております。別表は、使用料の区分の変更の新設でございます。第2展示室につきましては、使用料1日5,00

0円から3,000円に引き下げ、さらに第1展示室と同時に利用する場合は1日7,000円とするものでございます。施行につきましては平成31年4月1日とするものとし、経過措置といたしまして、改正後のプチギャラリー条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者が納入する使用料について適用し、施行日前に使用許可を受けた者が納入する使用料については、なお従前の例によるものとするものでございます。御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これについては、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第52号、平成30年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第52号、平成30年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料の17ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

19ページから26ページが市長からの意見聴取の写しの資料でございます。補正予算の内容につきましては、22ページをお願いいたします。

平成30年度福生市一般会計補正予算(第3号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,954万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ252億7,841万4,000円とするものでございます。第2条、債務負担行為の追加及び変更につきましては、23ページに記載のとおり、全体で追加が6件でございます。今回、教育に関する部分の補正につきましては、歳入歳出に関する補正はなく、債務負担行為にかかわる追加3件ござい

ます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。23ページ、第2表、債務負担行為補正をお願いいたします。表の4段目、扶桑会館指定管理委託につきましては、期間は平成35年まで、限度額は9,121万5,000円でございます。これは、現在建設中の新扶桑会館を来年度から供用を開始するに当たり、その運用を指定管理者に委託する予定であることから、今年度中に委託先を決定する必要があるため債務負担行為を設定するものでございます。

次の市民会館指定管理委託及び熊川地域・福生地域体育館指定管理委託でございますが、期間はともに平成35年度までで、限度額は市民会館が4億7,236万5,000円、熊川地域・福生地域体育館が3億5,325万円でございます。いずれも指定管理委託の委託期間が今年度で終了することから、今年度中に新たに委託先を決定する必要があるため、債務負担を設定するものでございます。

以上、議案第52号、平成30年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

今、説明いただきましたように、今回の補正は指定管理の更新に伴う管理委託の債務負担行為ということで、年度をまたがりますので、こういう形になっておりますが、よろしゅうございますか。それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第53号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することといたします。

日程第6、議案第53号、扶桑会館の指定管理者の指定についての意見聴取についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第6、議案第53号、扶桑会館の指定管理者の指定についての意見聴取について、提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の27ページをお開きください。まず、提案理由でご

ざいますが、扶桑会館に係る指定管理者を指定することについて、市長から別紙のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

恐れ入ります、資料の31ページをお願いいたします。指定の内容でございますが、1の指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び施設の所在地は、扶桑会館、福生市本町92番地5でございます。

次に、指定管理者に指定する団体の名称でございますが、福生市商工会で、所在地は福生市志茂210番地N T T東日本福生ビル1階でございます。

次に、3の指定期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたそうとするものでございます。

次に、裏面をお願いいたします。2の選定経過についてでございますが、非公募施設として10月3日に福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会を行い、選定審査方針の決定、応募資格等の確認を実施いたしております。10月29日に2回目の審査会を行い、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、指定管理者候補として福生市商工会を指定しております。

次に、3の指定管理候補者の概要、主な業務内容、指定管理の主な実績につきましては、表に記載のとおりでございます。

最後に4の候補者の選定理由でございますが、福生消防署庁舎の老朽化等による建てかえに当たり、現在の扶桑会館の敷地を提供するため、福生市営福生駅西口駐車場を解体し、当該地に扶桑会館を移設し、新たに規模を縮小した駐車場を整備することといたしました。扶桑会館建設に当たっては、1階部分に福生市商工会事務所が移転するため、2階、3階部分を地域会館として供用することといたしました。

福生市商工会は、平成18年度から指定管理者として駐車場を管理しており、隣接する扶桑会館及び駐車場を一体的に管理することで、効果、効率的な管理運営が可能となることから、福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、当該法人を非公募により選定することといたしました。

なお、適切かつ安定的な施設管理が可能かを判断するため、福生市の公の施設の指定管理者候補者選定審査会要綱により、福生市指定管理者候補者選定審査会を開催し、今後5年間の事業計画等の実効性について書類審査、外部審査員による財務状況審査及びプレゼンテーション審査を行い、厳正な審査を行っております。

私からの説明は、以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり

御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。指定管理者の指定に至る審査会等々の手順について、またその結果をお示ししたものでございますが、よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第54号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定についての意見聴取についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容の説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第7、議案第54号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定についての意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

恐れ入ります、35ページをお願いいたします。提案理由でございますが、熊川地域体育館及び福生地域体育館に係る指定管理者を指定することについて、市長から別紙写しのとおり意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

次に、指定の内容でございますが、恐れ入ります、39ページをお願いいたします。1の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び施設の所在地、熊川地域体育館、福生市大字熊川380番地7及び福生地域体育館、福生市武蔵野台一丁目8番地7でございます。

次に、2の指定管理者に指定する団体の名称は、福生市スポーツ推進グループ。所在地は、東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号でございます。

次に、3の指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたそうとするものでございます。

次に、裏面の資料、40ページをお願いいたします。2の選定の経過について御説明申し上げます。公募施設であります熊川地域体育館及び福生地域体育館は、平成31年3月31日に指定期間が満了するため、福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会を10月3日、同11日及び11月1日に実施しております。同審査会では応募資格の確認、書類審査、プレゼンテーシ

ョン審査を行い、合格基準以上の得点を上げました福生市スポーツ推進グループが指定管理者候補者として選定をされております。福生市スポーツ推進グループの概要、主な業務内容につきましては記載のとおりでございます。

以上、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定についての意見聴取についての説明でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただけますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがですか。公募で選定を進めてきた経緯を報告しておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第55号、福生市民会館の指定管理者についての意見聴取についてを議題といたします。公民館長より内容の説明を願います。

公 民 館 長 それでは、日程第8、議案第55号、福生市民会館の指定管理者の指定についての意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の43ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市民会館に係る指定管理者を指定することについて、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、資料の47ページをお願いいたします。指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び施設の所在地は、福生市民会館、福生市大字福生2455番地でございます。

次に、2の指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社コンベンションリンクージ、所在地は東京都千代田区三番町2番地でございます。

次に、3の指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたそうとするものでございます。

次に、裏面の資料48ページをお願いいたします。2の選定の経過につい

て御説明申し上げます。公募施設であります福生市民会館は、平成31年3月末に指定期間が満了するため、福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会を10月3日、同11日及び31日に実施いたしました。同審査会では応募資格等の確認、書類審査、プレゼンテーション審査を行い、合格基準以上の得点を上げました株式会社コンベンションリンクージが指定管理者候補者として選定されております。

株式会社コンベンションリンクージの概要、主な業務内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。特にないようでございますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第55号は原案のとおり同意することといたします。
次に、日程第9、報告第31号、平成30年度全国学力・学習状況調査結果リーフレットについてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いいたします。

指導主事(鈴木) 日程第9、報告第31号、平成30年度全国学力・学習状況調査教職員リーフレットについて御報告いたします。

恐れ入ります、別添の報告第31号資料をお願いいたします。本年4月17日に小学校6年生及び中学校3年生に実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果が7月末に公表されました。本市の結果を分析し、リーフレットの形にまとめましたので、本資料をもとに御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。1ページには各教科の平均正答率と近年の平均正答率の推移を掲載してございます。下段、福生市学力向上施策の成果をお願いいたします。こちらは、本年度の中学校第3学年の生徒が小学校第6学年のときに受けた同調査との比較となります。この比較から一人一人の生徒が確実に力をつけていることがわかり、市内の小・中学校の教員の努力により授業改善の取組が進んだ結果であると捉えております。

次ページ、2ページをお願いいたします。次ページ以降は、教科ごとの

詳細について掲載いたしました。2ページ、3ページは見開きで、左側には調査結果の詳細、右側にはその課題として捉えた問題を掲載してございます。2ページ、3ページは小学校国語、同様に4ページ、5ページは中学校国語と小・中の教科をあわせて書くことで小・中の連携も意識してございます。また、同様に6ページ、7ページは小学校算数、8ページ、9ページには中学校数学と掲載しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。今年度は、理科の調査も実施されました。理科につきましては、左側、10ページに小学校理科、上段に詳細、そして下段に課題が見られた問題という形で掲載しております。11ページは、中学校理科でございます。

これらの課題等を踏まえまして、各学校でも課題を改めて見直し、そして授業改善のポイントとしてこの本リーフレットを活用していくよう指導してまいりたいと思います。

12ページをお願いいたします。12ページから14ページまでは、質問紙調査の結果の一部を掲載しております。12ページ、3つのグラフがそれぞれ算数、数学、そして理科とございますが、この一番右側のグラフをお願いいたします。

算数、数学、そして理科で、「今回の問題について、わけや求め方などを書く問題にどのように取り組んだか」という質問ですが、こちらについて、「最後まで努力した」と回答した児童・生徒の割合を示しております。どちらの教科も、東京都や全国とほぼ同率の結果が出てございます。このような結果ですけれども、本市がずっと課題としておりました無解答率の減少にもつながっていると考えてございます。

最後、14ページをお願いいたします。児童・生徒の自己肯定感、そして学力の相関関係でございます。上の質問ですが、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対し、肯定的な回答をしている児童・生徒は平均正答率が比較的高いという結果がこの集計から読み取れます。また、教員が日ごろの指導で児童・生徒のよいところを認めていくことも大切な視点となっております。下側のグラフは、その質問に対する学力との相関関係と推移を示しております。この質問に対しましても、肯定的な回答がふえるよう学校を指導してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
いかがでございましょうか。

坂本委員 今の説明があったとおりの結果だと思います。これまでも同じようなことが報告されていたと思うのですが、国語で言うと、主語と述語の関係が正しく理解できていない子どもたちが相変わらず多いというのは、昔からの状況が余り変わっていないのだなと思いました。

それから、記述式の問題の無答率の高さというのも、少しは改善しているようですけれども、まだまだ5人に1人は無回答のままというように数字が出てきていますので、この辺のところを今後さらに指導を工夫していただければと思っています。

あと、これはまだ修正の時間的余裕はありますか。幾つか表現を工夫してもらったほうが良いようなところがありますので、後でまた連絡したいと思いますので、よろしくお願いします。

指導主事(鈴木) はい。まだ修正は可能でございますので、ぜひ御指導いただければと思います。よろしくお願いします。

渡辺委員 自己肯定感の件なのですけれども、相関関係が見られたということですが、どうもわからないのが、当てはまらないと感じている子どもたちがこんなにいるのかと思いました。では、指導室は今後どのようにしていくのか、お考えがあれば、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

指導主事(鈴木) ありがとうございます。当てはまらないという子どもたちに対してですけれども、やはりまず教師がどのようによいところを見つけ、褒めていくのかというところが必要かと考えております。特に、今評価の考え方の部分で、できないことを伝えるのではなくて、子どもたちのできたところをいかに認めていくのか。そのような指導の積み重ねで子どもたち自身の自己肯定感を高めていきたいと考えてございます。そのほかにも、まだまだ方法はあるかと思いますが、まずそういうところの評価という部分、子どもたちの学習評価の部分から子どもたちを認めていきたい。そして、自己肯定感を高めていきたいと考えています。

以上です。

渡辺委員 御指導よろしくお願いします。

教育長 自己肯定感につきましては、本市のみならず全国的な傾向としてなかなか自己肯定感が高まらないといえますか、自信がない。そういう子どもたちがふえてきているのではないかという提言もございますけれども、ずっと年度ごとに見ていきますと、やはり学力の伸びと同様に自己肯定感もだんだん高まってはきているのかなと思います。そういう小さな変

化を受けとめています。やはり認め、褒めるというか、そんなところで子どもたちに自信を持たせていくということを着実に、全教育活動を通して行っていく必要があるのかなというところがございます。よろしいでしょうか。

ほかにもございますか。

新藤委員 これだけの分析をしっかりしたリーフレットが各学校に渡されるわけですよ。では、ぜひ各学校を訪問しても、かなり校内研修というのが形になってしっかりと学校の中で行われる流れができ上がりつつあると思います。これを具体的にどうリンクさせるのかということをしっかり指導室から、ただこれをこう使えとか、こうだとかというのではなくて、しっかり校内研修との流れの中にどうリンクして、どれを重点として各学校が課題としてやっていくのか、坂本委員がおっしゃったような、子どもたちの力を伸ばしていくということをしっかり指導の中に入れていただきたいと思います。ぜひ校内研修等とリンクさせ、どう指導していくかというあたりをよろしく願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。その下のほうの質問紙に、教員がどれだけ認めてくれていると思うかということとリンクしてくると思いますが、ぜひ教師から、認め褒めるといったようなところを意識して、ぜひ自己肯定感の高くなるように指導していきたいと思います。

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。報告第31号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第31号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第32号、平成29年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いします。

指導主事(鈴木) それでは、日程第10、報告第32号、平成29年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について御説明をいたします。

恐れ入ります、資料53ページをお願いいたします。本調査ですが、暴力、行為、いじめ、不登校等の実態を把握するために文部科学省が実施をしているもので、このたび10月25日に公表をされました。これを受けまして、福生の調査結果について御報告をいたします。

まず、一番上のボックス、暴力行為でございますが、今年度小・中学校ともにゼロ件でございました。東京都の傾向として小学校の暴力行為の件数は増加傾向にあります。本市においては減少傾向となっております。

続きまして、下段のボックスになります。いじめについてでございます。平成28年度に比べて件数は急増しております。こちらの認知件数が急増した理由でございますが、文部科学省、そして東京都の担当者等から、児童等が心身の苦痛を感じている事案については全ていじめとして認知する、このような指導内容を受けて取組をしているところでございます。これまでアンケート等で発覚した事案については全て聞き取りの面接等を行い、組織的に対応はしているものの、認知についてはその程度や状況によって判断をしてございました。ただし、今回の調査では先ほどのような指導を含めましてアンケートの記載、こちら大小にかかわらず全て心身の苦痛を訴えたと捉え、全ての事案をいじめと認知をして取組をしてございます。

認知されたいじめの対応についてですが、程度の大小にかかわらずいじめとして認知をしている結果、冷やかしやからかい、軽くたたかれた等の内容が全体の約9割を占め、件数に関しては小学校の低学年で増加をし、学年が上がるにつれて減少していくという傾向にございます。

また、件数につきましては、増加をしておりますが、重大事態等に発展しそうな事案につきましては、ゼロ件でございました。

今後はいじめの認知、そして対応については、教員の理解を高めるとともに、未然防止、そして早期発見に努めるよう指導してまいります。

続きまして、不登校についてです。裏面をお願いいたします。本市の重要課題の一つとなっております不登校ですが、平成29年度は出現率において、小学校、中学校ともに増加をしてしまいました。こちらにつきましては、やはり一人一人の教員が一人一人の子どもをよく見ていくということが重要だと考えております。

ここで不登校の認知の仕方について変更がございましたので、御報告をいたします。今回の調査では、「欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できないものはその他とする」という項目がなくなっております。そのため、これまで欠席の理由が病気、不登校と2つ以上ある児童・生徒はその内容によって不登校とは認知されておりましたが、今回の調査からは不登校として計上をしてございます。今年度は、各学校に改良しました福生市個別支援カルテを活用しまして、不登校児童・生徒の実態に応じて組織的に対応するよう指導してきています。また、生活指導主任会や

不登校対策委員会等の場で登校支援に向けた効果的な取組について情報共有を行っているところでございます。

今後も、不登校ゼロを目指して一人一人の状況に応じた支援を継続していけるよう指導してまいりたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

野 口 委 員 幾つかお願いという感じでお話しさせていただければと思うのですが、まずいじめの報告について、大丈夫だと思うのですが、その数にとらわれてしまうと報告が上がりづらくなるというか、どうして数が増えているのと捉えてしまうと報告がなかなかしづらくなってしまふのが一番怖いと思いますので、数の増加というよりかは、それがいかにして減少したかというところに注力をしていただきたいなという思いがあります。

それから、本市の対策のところにも書いてありますけれども、本人が気づいていない場合もあるのかなと思います。本人がいじめだと気づくパターンが多いのですが、本人は気づいていないのだけれども、周りが見たときに、それはちょっといじめではないのかとか、その言い方はないのではないかということもあるかとは思いますが、本人が言ったものが全てではなくて、本人が気づいていないけれども、周りが見ていて、それはちょっとおかしいのではないかということもあり得るということ意識していただきたいと思います。なかなか先生が全てを把握するのは難しい部分があると思いますし、特にいじめの多くが先生の目の届かない、例えば休み時間とか、そういうときに起きているというような実情も聞きますので、小学校の先生とか、子どもと一緒に休み時間遊んだり、様子を見たりということもあり、なかなか難しいとは思いますが、でもそういった先生の目の行き届かない時間帯にも意識していただければありがたいなと思います。

それから、最後は、相談のしやすさということもとても大事ななと思っています。保健室に気軽に行くこと、スクールカウンセラーのところに気軽に行ける子もいれば、なかなかもうそういうところに行った時点で、「どこにおまえ行っていたんだ」、「何していたんだ」と言われてしまうということも聞いたこともありますので、なかなかオープンに相談に行ける子とそうでない子の存在というのはあるので、うまくフォローしていただけるとありがたいです。

以上です。

指導主事（鈴木） 御指導ありがとうございます。ぜひ今の件につきましては、委員会等でも学校に伝えてまいりたいと思います。

野口委員 お願いします。

教育長 ほかにございますか。

坂本委員 先ほどの学力調査の結果の推移のところにも出てきたのですけれども、小学校は全国の平均からだんだん差が開いてきているような結果に出てきているとは思っています。

それから、不登校の数も今回、小学校のほうで増えているようなのですけれども、今年になって何校か学校訪問をさせていただいたとき、何となく小学校が昨年と比べるとざわついているような感じの印象を受けました。今小学校のほうで、何か子どもたちが変わっているのかどうか。それに対して学校のほうは、十分に対応ができていくかどうかについて、ぜひ小学校の校長会で検討してみてもらってはいかがでしょうか。教育委員会で全部把握することは無理なのですけれども、現場を知っている校長先生たちがもっと感覚的に今どういう状況なのかということ、子どもについてわかっているのではないかと思いますので、それについて意見をちょっと集めてもらって、それで教育委員会で対応できることだったら、素早く対応をするというような形をとっていただくとありがたいと思います。こういった数字が出てくるということは、何らかの変化が子どもたちの中にあるのではないかと思いますので、できるだけ早目、早目に対応を考えていただければと思います。

参事兼教育指導課長 御指導ありがとうございます。私どもから見ても、昨年とは明らかに幾つかの学校で少々落ちつきのない状況については把握しております。また、1学期、2学期と比較して、これは全ての学校ではございませんけれども、年度当初若干落ち着きがなくても、これまでは2学期になりますと比較的落ちついてくるというような傾向が見られましたが、今年度はそうでない様子もございます。こうした中で、不登校がこのように数がふえているということで、現状を分析し、今後対応できるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。これまでの認知件数等の算出の仕方といいますか、そういう分が若干異なっておりまして、その分もちょっとふえていることにつながっている。先ほど坂本委員からございま

したが、小学校の特に3、4年生でしょうか、情緒の不安定さが見られるようなことがちょっと出ているような気がします。学力調査も、6年生、中学校3年生は全国調査になりますが、東京都は小学校5年生と中学校2年生で行っておりまして、また改めてその件につきましては報告申し上げますが、若干、小学校のほうが学年によっても違ってくるのですが、ちょっと上がっているかなと思います。学年によってまた差異が見られますので、そのことをまた詳しく、正確に報告を申し上げたいと思います。

問題行動調査等について、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第32号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第32号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、その他報告事項について説明願います。その他報告事項1、平成30年度社会教育施設の年末年始の休業について、報告願います。

教 育 部 長 社会教育施設の年末年始の休業につきまして御報告申し上げます。

学校施設を除く社会教育施設の年末年始の休業につきましては、平成30年12月29日土曜日から平成31年1月3日の木曜日といたします。なお、30年度最終、仕事納めでございますが、時間につきましては記載のとおり施設ごとにはばらつきがございますので御注意をお願い申し上げます。

また、一番下の行を御覧いただきたいと思いますが、これは例年でございますが、12月15日から28日の期間の図書の貸し出しにつきましては、通常2週間のところを3週間といたしておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

教 育 長 年末年始の休業の例年のことでございますが、よろしいでしょうか。よろしく願い申し上げます。

ほかに委員の皆様からございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、その他報告事項の説明は以上でございます。

ここで先ほど日程についてお諮りをいたしました日程第11、報告第33号、平成31年度福生市立学校の教育管理職の配置構想案についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方の御退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。